

# 修学旅行誘致促進事業助成金交付要綱

令和2年 4月1日 制定  
令和2年 11月2日 最近改定

## (目的)

第1条 この要綱は、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(以下「学校」という。)が実施する、横浜市内のホテル及び旅館等(以下「宿泊施設」という。)に宿泊し市内を見学する修学旅行の催行者に対し、予算の範囲内において、修学旅行誘致促進事業助成金(以下「助成金」という。)を交付することにより、市内への積極的な修学旅行客の誘致を行い、観光の振興と地域の活性化を図ることを目的とする。

## (助成対象者)

第2条 助成対象者は、旅行業法(昭和27年法律第239号)第3条の規定により登録を受けている旅行者とする。

## (助成対象)

第3条 助成の対象は、学校行事として行われる修学旅行において、鉄道、航空機またはバスにより来訪のうえ市内の宿泊施設に1泊以上宿泊し、市内の見学個所を2個所以上見学するものとする。

## (助成金の額)

第4条 助成金額は、別表に定める額とする。

## (交付の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする助成対象者は、助成の対象となる修学旅行の実施日の30日前までに、公益財団法人横浜観光コンベンション・ビューロー理事長(以下「理事長」という。)に、次の各号に定める書類を各1部提出し、助成金交付申請を行わなければならない。

- (1) 修学旅行誘致促進事業助成金交付申請書(様式第1号)
- (2) 修学旅行事業計画書(様式第2号)
- (3) 修学旅行日程表(計画)
- (4) その他、理事長が必要と認める書類

## (書類審査及び交付予定額の通知)

第6条 助成金交付の適正を期するため、理事長は第5条の規定による申請の内容について審査し、助成金交付の適否及び予定額について、助成対象者に通知するものとする。(様式第3号)

## (実績報告及び請求)

第7条 第6条に規定する助成金交付に関する通知により、交付対象と認められた助成対象者は、修学旅行実施後30日以内に、次の各号に定める書類を理事長に提出しなければならない。

- (1) 修学旅行事業実績報告書兼請求書(様式第4号)
- (2) 修学旅行日程表(実績)
- (3) 市内宿泊施設利用証明書(様式第5号)
- (4) キャリア教育プログラム利用証明書(様式第6号) ※
- (5) その他、理事長が必要と認める書類

※「様式第6号」についてはキャリア教育プログラム助成金を受けようとするもののみ提出

(助成金交付額の確定及び交付)

第8条 理事長は、第7条に規定する書類の提出を受けた後、その内容を審査し、助成金の交付決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成対象者に通知するものとする。(様式第7号)

- 2 理事長は、前項の規定により確定させた助成金を速やかに助成対象者の指定する金融機関口座に振込むものとする。

(助成金の取り消し)

第9条 理事長は、助成金の交付の決定または交付を受けた助成対象者が、次の各号のいずれかに該当するときは、交付の取り消し、又は、交付した助成金の一部あるいは全部を返還させることができる。(様式第8号)

- (1) 申請、報告事項その他に虚偽があったとき
- (2) 申請事項その他に変更が生じ、助成金を交付することが適当でないと理事長が認めたとき
- (3) 原則、修学旅行実施後30日以内に、実施報告書類を提出しない場合
- (4) その他、助成金を交付することが適当でないと理事長が認める事由があったとき

(変更の承認申請)

第10条 助成対象者は助成金の交付決定通知を受けた後において、事業の計画変更(中止)をする場合は直ちに修学旅行誘致促進事業助成金変更(中止)承認申請書(様式第9号)を提出しなければならない。

- 2 理事長は、前項の修学旅行誘致促進事業助成金変更(中止)承認申請書を受理したときは、変更内容を審査し、第8条の規定による決定を変更することができる。

(補 則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し、必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(改正期日)

- 1 この改正は、令和2年11月2日から施行する。

別表

## 1 助成金の交付額

### (1) 宿泊助成金

条件 (宿泊人数)	助成金額
40人以上 119人以下	10,000円
120人以上	30,000円

### (2) 連泊助成金 (2泊以上連泊の場合)

条件 (1泊あたりの宿泊人数)	助成金額
40人以上 119人以下	30,000円
120人以上	50,000円

### (3) 【特別支援学校対象】 宿泊助成金

条件 (宿泊人数)	助成金額
20人以上	30,000円

### (4) キャリア教育プログラム助成金

条件	助成金額
当財団教育旅行ウェブサイト記載 「キャリア教育プログラム in 横 浜」掲載施設のプログラム利用	500円/人 上限 20,000円